

神戸市パートナーシップ活動助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と市の相互理解と信頼のもとに市民が自ら企画・提案し、実施するよりよい地域づくりのための活動(以下「パートナーシップ活動」という。)に要する経費の一部を助成することに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 パートナーシップ活動助成(以下「助成」という。)は、前条のパートナーシップ活動のうち、他の支援制度の枠組みを超えた取り組みでその初動期の取り組みを支援することで、市民と市民、市民と市の協働を進め、地域の力を高めていくことを目的とする。

(助成対象団体)

第3条 助成の対象となる団体(以下「団体」という。)は、神戸市内に活動拠点を有する団体で、企画した活動の完了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織であること。

2 前項の団体については、営利を追求することを主目的とするもの及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体は除く。

(助成の対象となるパートナーシップ活動)

第4条 助成の対象となるパートナーシップ活動は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 団体が神戸市内で企画・実施する活動のうち、別に定める期間に実施される活動であること。
- (2) 地域課題を団体自らが具体的に解決し、その目的が複数の区にまたがる広域的活動であること。
- (3) 神戸市又は神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること。
- (4) 活動開始後3年以内の初動期における活動であること。
- (5) 神戸市の基本計画又は事業実施計画に反する活動でないこと。
- (6) 市民と市民又は市民と市の相互理解と信頼が得られる活動であること。
- (7) 営利を主目的とした活動でないこと。
- (8) 宗教的活動又は政治的活動でないこと。
- (9) 法令に違反した活動でないこと。

2 神戸市又は市外で大規模災害が発生した場合において行う阪神・淡路大震災における市民活動の教訓を活かし実施する緊急の復旧復興活動については、前項の定めを適用せず、神戸市長(以下「市長」という。)が別に適合すべき要件を定めることができる。

3 市長は、助成の対象となる活動の分野を別に定めることができる。

(助成金の上限)

第5条 市長は、助成の対象となるパートナーシップ活動に対し、総活動費の範囲内で、100万円を上限として助成することができる。

2 助成金の額は、当該活動の資金として実施期間内に団体が調達する会費、入場料、資料代、寄付金、協賛金等(以下「自己資金等」という。)に当該活動に無報酬で従事する者(以下「ボランティアスタッフという。’)の別に定める人件費相当額を加えた額の範囲内とする。

(助成対象経費)

第6条 助成の対象となる経費は、別に定める経費とする。

(申請の手続)

第7条 助成を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、助成金交付申請書に別に定める必要書類を添付し、別に定める募集期間に申請するものとする。

(要件審査)

第8条 市長は、申請案件について、前条に定める申請書類による審査を行い、第3条又は第4条各号の要件に明らかに該当しないと認められる場合は、理由を付して、不採択として申請団体に通知する。

(公開企画提案会の開催)

第 9 条 市長は、前条により不採択とならなかった申請案件に係る団体に対し、公開企画提案会での提案説明を求めるものとする。

2 市長は、前項により提案説明を求められた申請団体が公開企画提案会を欠席した場合、不採択として通知する。

(審査委員会)

第 10 条 市長は、申請された活動の企画内容を審査するため、審査委員会を設置するものとする。

2 市長は、前項に定める審査委員会に対し、申請された活動の企画内容に関する意見を述べるができる。

3 審査委員会は、第 7 条に定める申請書類及び公開企画提案会での提案説明により、活動内容を審査(以下「2次審査」という。)し、その結果を市長に報告する。

4 審査委員会は、パートナーシップ活動助成に関する活動としての公益性、計画性、効果、先駆性及び将来性(第 4 条第 2 項及び第 3 項の場合においては、計画性、効果、先駆性及び将来性)を総合的に考慮して審査する。

5 審査委員会は、原則公開とする。

6 審査委員会の運営にかかる事項については、別に定めることができる。

(2 次審査の件数が多数の場合の審査方法)

第 11 条 市長は、2次審査の件数が別に定める件数を超えた場合、前条に定める審査委員会に対し、あらかじめ第 7 条に定める申請書類による審査を行いその結果を市長に報告するよう求めることができる。

2 市長は、前項の報告に基づき、第 9 条に定める公開企画提案会での提案説明を求める案件を、前項に定める件数とすることができる。

3 市長は、前項により公開企画提案会での提案説明を求めることとならなかった申請団体に対し、不採択として通知する。

(報告の尊重)

第 12 条 市長は、第 10 条第 3 項及び第 11 条第 1 項に定める審査委員会による報告を尊重しなければならない。

(助成金交付予定額の決定)

第 13 条 市長は、申請案件について、助成の採否及び助成金の予定額を決定し、申請団体に通知する。

2 第 1 項の場合において、市長は、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(活動の変更)

第 14 条 申請団体は、当該申請の内容を変更する場合は、あらかじめ計画変更申請書を市長に提出しなければならない。ただし、別に定める軽微な変更該当する場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項に定める計画変更申請書が提出された場合、その適否を判断し、申請団体に通知する。

3 市長は、前項の判断を行う場合、あらかじめ第 10 条第 1 項に定める審査委員会の意見を聞かなければならない。

(緊急の復旧復興活動の場合の取り扱い)

第 14 条の 2 第 4 条第 2 項に定める緊急の復旧復興活動の場合においては、第 5 条第 2 項、第 8 条から第 12 条まで及び前条第 3 項の定めを適用せず、別に市長が定める取り扱いによることができる。

(助成金の交付)

第 15 条 第 13 条第 1 項により助成の採択を受けた団体(以下「採択団体」という。)は、活動終了後、別に定める日までに速やかに別に定める必要書類を添えて活動報告書(以下「活動報告書等」という。)を提出しなければならない。

- 2 採択団体は、複数年度にかかる助成金の交付決定を受けた場合は、実施期間内の各年度末において、活動報告書等を提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項及び第2項の活動報告書等を審査のうえ、助成金の金額を決定し、助成金交付額確定通知書により通知する。
- 4 市長は、採択団体の助成金交付請求書による請求を受けて、助成金を支払うものとする。
- 5 活動の実施が第1項及び第3項から第4項によりがたいと市長が認める場合は、活動終了までに一部助成金を支払うことができる。

(報告会の開催)

第16条 市長は、採択団体に対し、活動報告会での活動報告を求めることができる。

(活動の評価)

第17条 市長は、採択団体に対し、活動終了後、活動の効果又は実績のヒアリングを行うことができる。

(調査及び是正措置)

第18条 市長は、必要と認めるときは、採択団体に対し、活動の関係資料の提出を求めるなど、必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の調査により不適当な事項を発見した場合は、採択団体に対し、必要な是正措置を求めることができる。

(助成金の取消等)

第19条 市長は、助成金の交付又は助成金交付予定額通知もしくは助成金交付額確定通知を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合は、助成金交付予定額又は交付確定額の一部もしくは全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部又は全部の返還を命じることができる。

- (1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 助成金を助成対象活動以外に使用したとき。
- (3) 助成金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前条の調査又は措置要求に従わないとき。
- (5) 第5条第2項の額が交付確定額に満たないとき。

(活動報告書の備置き及び閲覧)

第20条 助成金の交付を受けた団体は、第15条第1項及び第2項に定める活動報告書等を、助成金の交付を受けた年度の翌々年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 助成金の交付を受けた団体は、その構成員その他の利害関係人から活動報告書等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は市長が定める。

(施行細目の委任)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- この要綱は、平成14年8月1日より施行する。
この要領は、平成15年6月1日より施行する。
この要綱は、平成16年4月1日より施行する。
この要綱は、平成16年10月28日より施行する。
この要綱は、平成18年4月1日より施行する。
この要綱は、平成18年10月1日より施行する。